

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程



# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合が行う組合員及びその被扶養者（被扶養者とは地方公務員等共済組合法第2条第2項に該当するものをいう。）に対する特別見舞金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (財 源)

第2条 給付金の財源は、積立金の資産から生ずる果実をもってこれに充てる。

## (給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 組合員弔慰金
- (2) 配偶者弔慰金
- (3) 被扶養者弔慰金
- (4) 休職退職者見舞金

## (組合員弔慰金)

第3条の2 組合員が死亡したとき1,000,000円を給付する。

- 2 前項の場合において、組合員に被扶養者（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫に限る。）があるときは、受給する者を除き被扶養者1人につき300,000円を加算した額を組合員弔慰金として給付する。
- 3 組合員弔慰金は、その遺族（一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則第20条第2項に規定する遺族をいう。）の請求により給付する。
- 4 組合員弔慰金は、死亡退職関係給付金等申請書（様式第16号）に申請者の戸籍謄本を添え、理事長に提出しなければならない。

## (配偶者弔慰金)

第3条の3 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下「配偶者」という。））が死亡したとき200,000円を給付する。

- 2 配偶者弔慰金は、組合員の請求により事実発生当時の所属長を通じて行う。
- 3 配偶者弔慰金は、配偶者弔慰金請求書（特様式第1号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 配偶者が内縁関係にあるときには、その事実を確認できる証明書を添えなければならない。

### **(被扶養者弔慰金)**

第3条の4 配偶者を除く被扶養者が死亡したとき100,000円を給付する。

2 被扶養者弔慰金は、組合員の請求により事実発生当時の所属長を通じて行う。

3 被扶養者弔慰金は、被扶養者弔慰金請求書（特様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

### **(休職退職者見舞金)**

第3条の5 負傷又は疾病により無給休職となった組合員が当該休職期間中若しくはその期間が満了したため退職したとき、又は復職後2年以内にその負傷又は疾病を起因として退職したとき500,000円を給付する。ただし、定年により退職した組合員には給付しない。

2 前項第1号の場合において、組合員に被扶養者（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫に限る。）があるときは、被扶養者1人につき200,000円を加算した額を休職退職者見舞金として給付する。

3 休職退職者見舞金は、組合員の請求により事実発生当時の所属長を通じて行う。

4 休職退職者見舞金の給付を受ける該当者が生じた場合は、所属長は休職退職者見舞金請求書（特様式第3号）を理事長に提出するものとする。

なお、復職後2年以内に退職する者については、それを確認できる証明書を添えなければならない。

### **(積立金預り金の還付)**

第4条 組合員がその資格を失うに至ったときは、積立金預り金を還付する。

2 組合員が破産法及び民事再生法の適用を受けた場合に貸付未償還金があるときは、理事会の承認を得て貸付事故日現在の積立金預り金を充当するものとする。

3 組合員が給与差押え等の適用を受けた場合に貸付未償還金の返済額が3月以上未納であるときは、組合員の同意書（事様式第12号）提出により理事会の承認を得て、同意日までの積立金預り金を充当するものとする。

4 積立金預り金は、退職関係給付金等申請書（様式第15号）又は死亡退職関係給付金等申請書（様式第16号）により請求しなければならない。

### **(積立金の納入)**

第5条 積立金の納入は、給与等から控除する方法による。ただし、送金により払い込む場合は、払込通知書（事様式第1号又は事様式第2号）等により払い込むものとする。又、育児休業等、産前産後休業、無給休職、看護欠勤、

介護休暇，自己啓発休業，配偶者同行休業の承認を受けた組合員の休業（休職）期間中の積立金の納入については，免除する。

#### **（積立金預り金の整理，通知）**

第6条 理事長は，掛金預り金・積立金預り金個人別残高明細書等により組合員の積立金納入状況を記録整理しておかなければならない。

2 理事長は，毎年12月末日における個人別積立金預り金の状況を組合員に通知するものとする。

#### **（災害時の特例）**

第7条 地震，風水害，津波，噴火，その他この法人の責めに帰すことのできない原因によって，支払事由が一時に多数発生し，この法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは，理事会の決議により，給付額及び条件等について別に定めることができるものとする。

#### **（細則の制定）**

第8条 この規程に定めるもののほか，必要な細則は理事会が定める。

##### **附 則**

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

##### **附 則**

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

##### **附 則**

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

##### **附 則**

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

特様式第1号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係	査定額 ¥	給付番号
<b>配偶者弔慰金請求書</b>							
所属名					所属番号		
組合員氏名					職員番号		
配偶者氏名					死亡年月日	年	月 日
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第3条の規定により死体埋火葬許可証（写）を添えて配偶者弔慰金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名</p> <p>組合員氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>住 所 〒 (      -      )</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>							
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属長名 <span style="float: right;">職印</span></p> <p>資金前渡職員名 <span style="float: right;">㊟</span></p>						互助組合受付印	

(注) 配偶者が被扶養者でない場合、又は内縁関係にあるときは、それを確認できる証明書を添付してください。

特様式第3号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係	査定額 ¥	給付番号	
<b>被扶養者弔慰金請求書</b>								
所属名			所属番号					
組合員氏名			職員番号					
被扶養者名		( 歳 )	続柄	死亡年月日		年月日		
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第3条の規定により死体埋火葬許可証（写）を添えて被扶養者弔慰金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名</p> <p>組合員氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>住 所 〒 (      -      )</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>								
上記のとおり相違ないことを証明します。						互助組合受付印		
<p>年 月 日</p> <p>所属長名 <span style="float: right;">職印</span></p> <p>資金前渡職員名 <span style="float: right;">㊟</span></p>								

- (注) 1 配偶者弔慰金請求は別様式です。  
 2 公立学校共済組合員でない組合員の被扶養者については、保険証の写しを添付してください。

特様式第3号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係	査定額	¥	給付番号	
<b>休職退職者見舞金請求書</b>									
退職時所属名						退職年月日	年 月 日 ( 歳)		
所属番号						休職期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
職員番号							年 月 日 ~ 年 月 日		
生年月日			年 月 日生				年 月 日 ~ 年 月 日		
休職の原因となった傷病名						発病年月	年 月		
※ 被扶養者名									
退職後の住所		〒 -			電話 ( - - )				
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第3条の5の規定により 休職退職者見舞金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>									
上記のとおり相違ないことを証明します。							互助組合受付印		
年 月 日									
所属長名					職印				
資金前渡職員名					㊟				

- (注) 1 復職後2年以内に、休職の原因となった負傷又は傷病を起因とする退職(定年を除く)の場合も請求できます。その場合、医師の診断書又は所属長の証明書を添付してください。  
2 見舞金は、互助組合給付金等の受取口座として届け出た口座に送金します。
- ※ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫